

# 業務用自動車賃貸借契約書（案）

（「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約）

沖縄県南部福祉事務所長 兼城 利美（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、下記の条項による自動車の賃貸借に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 甲は、賃貸借車両を公務執行の用に供するものとする。

（賃貸借物件）

第2条 乙は、甲に対し別表記載の車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。ただし、自動車の登録番号及び車台番号は、納車後に確定するものとする。

2 契約締結時に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和12年3月31日までとする。

（車両の引渡）

第4条 車両の引き渡しは、甲乙双方立会いのもと、装備、外観、その他すべての点について、賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認し、行うものとする。

2 乙は、引き渡された車両が契約の内容に適合しないものであるときは、当該引き渡された車両の代替物の引渡しを行わなければならない。

3 乙が、前条の車両の代替物の引渡しに応じないとき、その他この契約から生ずる義務を履行しないときには、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このために乙に損害が発生することがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（賃貸借料金）

第5条 車両の賃貸借料は、総額\_\_\_\_\_円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額\_\_\_\_\_円）とし、月額\_\_\_\_\_円（消費税込）とする。

2 賃貸借料金については、賃貸借期間に1ヶ月未満の端数が生じた場合は、日割り計算によって算定する。

3 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

4 「取引にかかる消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契

約金額に110分の10を乗じて得た額である。

- 5 消費税額及び地方消費税額は、契約期間中途においてその税率に変動がある場合には、甲乙協議のうえ、これを増減また改定することがある。

(賃貸借料金の支払)

第6条 甲は、乙から適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に当該料金を乙に支払うものとする。

- 2 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第7条 契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10以上とする。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の項目に該当する場合は免除とする。

(燃料代)

第8条 第2条の車両に要した燃料は、甲の負担とする。

(費用負担)

第9条 賃貸借車両に係る公租公課その他一切の賦課金は、乙が負担するものとする。

(保守点検)

第10条 乙は、この契約の期間、賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 車両の正常使用中に発見される故障の修理
- (4) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換（タイヤ、バッテリーを含む）

- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急時等これにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第11条 乙が前条第1項に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は

甲に代車を無償で提供するものとする。

(甲の修理費負担)

第12条 第10条第1項にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。

- (1) 甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- (2) 甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

(車両の保険)

第13条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、乙の負担により自動車保険契約を締結するものとする。

- (1) 車両保険 1年目 車両本体価格  
2年目以降は残存価格による(免責金額0円)
- (2) 対人賠償責任保険無制限(自賠責保険含む)
- (3) 対物賠償責任保険無制限(免責金額0円)
- (4) 搭乗者傷害責任保険 1,000万円(1名につき)

(車両の滅失等)

第14条 車両が滅失または盗難に遭い回収の見込みがない時、または損傷して修理不能となった時、甲は、直ちに乙に報告するものとする。

(賃借権譲渡等の禁止)

第15条 甲は、賃貸借車両について、賃貸借権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(期間満了及び再リース)

第16条 車両の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することが出来る。

- 2 再リース契約を締結しない場合は、甲は遅滞なく乙に車両を返還しなければならない。
- 3 車両返還が遅滞した場合は、甲は遅滞に対して応じた賃貸借料を乙に支払わなければならない。
- 4 返還の際、車両の原状が契約期間中の自然損耗以外に引渡の時と異なる時は甲の責任で車両を原状に回復しなければならない。

(甲の報告義務)

第17条 甲は借用車両の使用及び維持管理について、本契約上必要と思われる事項につい

てはすべて乙に報告し、乙の指示を受けるものとする。

(乙の権利)

第18条 乙は貸与車両に乙の所有であることの表示をすることができる。

2 乙又は乙の代理人は、貸与車両をその保管場所において点検することができる。

(契約の解除)

第19条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙個人情報取扱特記事項を守ら

なければならない。

(協議)

第22条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 住所 沖縄県南風原町字宮平 212 番地  
名称 沖縄県南部福祉事務所  
氏名 所長 兼城 利美

乙 住所  
名称  
氏名

別表

車 名	
登 録 番 号	
車 台 番 号	
車 体 色	
数 量	
付 属 品	

車 名	
登 録 番 号	
車 台 番 号	
車 体 色	
数 量	
付 属 品	

指定工場：

住 所：

電話番号：